に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額（平成 22 年度から令和 4 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

O_{22} ＝ 0.045
O_{23} ＝ 0.044
O_{24} ＝ 0.044
O_{25} ＝ 0.044
O_{26} ＝ 0.043
O_{27} ＝ 0.042
O_{28} ＝ 0.0422
O_{29} ＝ 0.0422
O_{30} ＝ 0.04180
$O_{令元}$ ＝ 0.04180
$O_{令2}$ ＝ 0.00100
$O_{令3}$ ＝ 0.00175
$O_{令4}$ ＝ 0.00350

P_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）における市町村の負担金に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 20 年度から令和 4 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 20 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 20 年度から令和 4 年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（ダムに係るもので平成 22 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 20 年度から令和 2 年度までの各年度

に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から令和 3 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額（平成 22 年度から令和 3 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

O_{22} ＝ 0.045
O_{23} ＝ 0.044
O_{24} ＝ 0.044
O_{25} ＝ 0.044
O_{26} ＝ 0.043
O_{27} ＝ 0.042
O_{28} ＝ 0.0422
O_{29} ＝ 0.0422
O_{30} ＝ 0.04180
$O_{令元}$ ＝ 0.00030
$O_{令2}$ ＝ 0.00100
$O_{令3}$ ＝ 0.00175

P_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）における市町村の負担金に係るに係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 19 年度から令和 3 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 19 年度から令和 3 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 19 年度から令和 3 年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から令和 3 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 19 年度から令和 2 年度までの各年度にあ